

今月の納税

固定資産税……………2期
国民健康保険税
介護保険税 ……1期
後期高齢者保険料

納期限7月31日(金)

コンビニエンスストアでも納付できます。また、便利で確実な口座振替もご利用ください。

平成27年度からの 国民健康保険税改定のお知らせ

町では、このたび、過去数年における国保事業運営の安定化に伴い、保険税率等の改定を行います。

平成27年度からは、**資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割においても改定を行い、課税総額として前年度から約8%の減額を行います。**また、地方税法の改正に伴い、課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得の見直しも行われます。

改定後の保険税については、7月中に納税通知書を送付します。納付期限内の納付にご協力をお願いします。



平成27年度からの改定後の税率等と課税限度額

《改定前》

区分	税率
医療分 (基礎課税分)	所得割 6.70%
	資産割 24%
	均等割 27,500円
	平等割 38,000円
	課税限度額 510,000円
支援金分 (後期高齢者支援金等課税分)	所得割 1.80%
	資産割 6.00%
	均等割 7,600円
	平等割 10,400円
	課税限度額 160,000円
介護分 (介護納付金課税分)	所得割 1.30%
	資産割 5.00%
	均等割 7,400円
	平等割 6,800円
	課税限度額 140,000円



《改定後》

区分	税率
医療分 (基礎課税分)	所得割 6.70%
	資産割 《廃止》
	均等割 27,400円
	平等割 25,800円
	課税限度額 520,000円
支援金分 (後期高齢者支援金等課税分)	所得割 2.20%
	資産割 《廃止》
	均等割 8,400円
	平等割 9,200円
	課税限度額 170,000円
介護分 (介護納付金課税分)	所得割 1.60%
	資産割 《廃止》
	均等割 6,700円
	平等割 7,600円
	課税限度額 160,000円

★医療分・支援金分・介護分それぞれで、所得割・均等割・平等割を計算し、その合計額が平成27年度の保険税額となります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の人が課税対象となります。

▶問合せ先 財務課 税務室 ☎26-2237(直通)

戦没者等の遺族の皆さまへ
**特別弔慰金が
支給されます**

▼国債の名称 第10回特別弔慰金国庫債券「い」号
▼支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

▼対象者 戦没者などの死亡当時の遺族で、平成27年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受けの人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族一人

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
②戦没者などの子
③戦没者などの死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、平成27年4月1日現在で氏が変わっている人は除きます)

④右記③以外の父母、孫、祖母、兄弟姉妹
⑤右記①～④以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時まで引き続き一年以上生計を共にしていた人に限ります)

▼請求期限

平成30年4月2日(月)

▼請求手続き先・問合せ先

町民生活課 町民サービス室

☎26・2244(直通)

8月1日から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証

保健医療機関で提示する「後期高齢者医療被保険者証」が新しくなります。

茶色の新しい被保険者証を7月中に郵送します。

8月以降、今までの紫色の被保険者証は使えません。

医療費の自己負担割合

平成28年7月末までの自己負担割合は同一世帯の被保険者の平成27年度の住民税課税所得により判定されます。

◆住民税課税所得

145万円以上 3割負担
145万円未満 1割負担

※ただし、3割負担に該当する人でも、平成26年中の収入額が次のいずれかに該当するときは申請により1割負担となります。

- ①被保険者が同一世帯に一人で収入額が383万円未満
- ②被保険者が同一世帯に二人以上で、収入額合計が520万円未満
- ③同一世帯に70～74歳の人がいる場合、その人と被保険者の収入額合計が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税非課税世帯の被保険者は医療機関の窓口で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると医療費の窓口負担や入院時の食事代などの自己負担額が軽減されます。

現在お持ちの認定証の有効期限は、平成27年7月31日です。引き続き軽減を受けるためには、8月中に新しい認定証の交付申請手続きをしてください。

※なお、次の2つの条件に該当する人については、申請手続きを省略できます。(8月1日から使用できる認定証を被保険者証に同封します。)

- ①前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当する人
- ②平成27年度も引き続き住民税非課税世帯に該当する人

短期被保険者証について

通常、被保険者証の更新期間は一年間ですが、保険料の滞納状況により、通常より有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。さらに、特別な理由がないのに納付状況が改善しないときは、医療費がいったん全額負担になる「資格証明書」を交付する場合があります。

臓器提供意思表示欄について

被保険者証裏面に臓器提供意思表示欄を設けています。臓器提供意思表示欄に記入(任意)することで、提供意思表示できます。

なお、臓器提供意思表示欄への記入は任意です。必ず記入しなければならないものではありません。

▼問合せ先

健康福祉課 保険室
☎26・2249(直通)
群馬県後期高齢者医療広域連合
☎027・256・7125

水道検針業務にご協力をお願いします

水道料金の検針期間は、毎月14日から1週間程度(土・日・曜・祝日を含む)です。天候などにより多少日がずれることがあります。

夏場は草が繁茂し、メーターボックスが見付からないなど検針の妨げになる場合があります。

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

いつでも見やすい状態を保つようご協力をお願いします。

- 周辺の草や木の除去
- メーターボックスの上に自動車や物を置かない
- 犬は出入り口やメーターボックスから離れた場所につなぐ

▼問合せ先

上下水道課 水道室
☎54・1118(直通)



65歳以上の皆さまへ

平成27年度から介護保険料が変わります

介護保険料は、介護保険サービスにかかる費用や65歳以上の人の所得などを基に3年ごとに見直し、決定します。

詳細は別表をご覧ください。

介護保険制度改正
(8月開始)

▼一定以上所得者のサービス費負担割合が2割となります。

346万円未満)の場合
介護認定者には全員へ負担割合証を交付します。

▼食費・部屋代の負担軽減(負担限度額)の基準が変わり、次の場合は対象外となります。

●違う世帯でも配偶者が市区町村民税を課税されている

●預貯金等が単身で1,000万円超(配偶者がいる方は合計2,000万円超)ある

▼問合せ先
健康福祉課 福祉室

☎26・2247(直通)

下水道排水設備
指定工事店へのお願

「下水道排水設備工事責任技術者」資格の制度改正により、資格の有効期限が5年と定められました。本年度が期限となる責任技術者は講習の受講が必要です。

講習を受講しないと資格が失効となりますので、町内の指定工事店は、自社の責任技術者の資格更新の状況にご注意ください。

▼対象者

該当する人には書類を郵送済みです。

●平成22年度に群馬県下水道協会(旧・日本下水道協会群馬県支部)の責任技術者更新(経過措置)講習を受講した人

●平成22年度に同協会による責任技術者資格認定共通試験に合格し、責任技術者証の交付を受けた人(技術者証の有効期限が平成28年3月31日の人)

▼申込締切 7月31日(金)

▼問合せ先

上下水道課 下水道室
☎26・2284(直通)

別表 第6期(平成27~29年度)介護保険料
*基準額 月額6,000円

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員が市区町村民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.45	32,400
第2段階	●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	54,000
第3段階	●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.75	54,000
第4段階	●世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人は市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9	64,800
第5段階	●世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが、本人は市区町村民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額 ×1.0	72,000
第6段階	●本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満の方	基準額 ×1.25	90,000
第7段階	●本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.5	108,000
第8段階	●本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.75	126,000
第9段階	●本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額 ×2.0	144,000
第10段階	●本人が市区町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×2.25	162,000